

日産カード法人会員規約

条項	旧	新
第3条 (カードの貸与・有効期限)	第3条 当社は、法人会員の保有する自動車1台につき、1名のカード使用者を記載した1枚のカードを発行し、貸与します。なお、法人会員はカード発行に際し、自ら保有する自動車を当社に通知し、当該自動車に関する情報をカード上の IC 部分に登録することができます。	第3条 当社は、法人会員の保有する自動車1台につき、1名のカード使用者を記載した1枚のカードを発行し、貸与します。
	6. カードの有効期限はカードに表示し、法人会員が次の各号の事由に該当せず、かつ当社が引続き法人会員として適当と認める場合は、新しいカードと会員規約を送付します。 ①当社又は当社に対する本規約に基づく債務又はその他の金銭債務が不履行になっている場合 ②法人会員の信用状態に著しい変化が生じた場合 ③カードに登録された自動車の保有をやめたとき	6. カードの有効期限はカードに表示し、法人会員が次の各号の事由に該当せず、かつ当社が引続き法人会員として適当と認める場合は、新しいカードと会員規約を送付します。 ①当社又は当社に対する本規約に基づく債務又はその他の金銭債務が不履行になっている場合 ②法人会員の信用状態に著しい変化が生じた場合 ③カードに紐付けられている自動車の保有をやめたとき
第17条 (通知義務、届出事項の変更)	第17条 法人会員は、次の各号の事由が生じたときは、当社に対し、遅滞なくその旨を書面で通知します。 ①法人会員の商号・名称・所在地・業種、代表者の氏名・住所、カード使用者の氏名・住所、実質的支配者の有無及び実質的支配者の氏名・住所等の届出事項を変更したとき ②カード使用者が法人会員を退職したとき ③カードに登録された自動車の保有を失ったとき、又は当該自動車の代わりに他の自動車の保有を開始したとき	第17条 法人会員は、次の各号の事由が生じたときは、当社に対し、遅滞なくその旨を通知します。 ①法人会員の商号・名称・所在地・業種、代表者の氏名・住所、カード使用者の氏名・住所、実質的支配者の有無及び実質的支配者の氏名・住所等の届出事項を変更したとき ②カード使用者が法人会員を退職したとき ③カードに紐付けられている自動車の保有を失ったとき、又は当該自動車の代わりに他の自動車の保有を開始したとき